

資料 1

これまでの進捗について

	協議会	事業検討部会	事務局
6 /26	第 1 回会議 →事業検討部会を設置		
7 /12		第 1 回会議	
7 /31		～事業案の提出期限～	
8 /15			事業案の許可可能性を 河川管理者（国）に照会 →8 /25 回答
∧		～事業案の詳細協議～	
9 /11			河川管理者（国）と 申請手続等の詳細を打合せ
9 /13			橋梁占有者（JR東日本） に調整事項の照会 →9 /27 回答
9 /14			サイクリングロード占有者 （埼玉県：自転車活用促進 計画担当）に事業案を共有
9 /25		第 2 回会議	
9 /27			サイクリングロード占有者 （埼玉県：道路管理担当） に車両通行許可等の協議
10/ 6			～会長協議～
10/11			～副会長協議～
10/30	第 2 回会議		

三郷市かわまちづくり協議会 第1回事業検討部会

令和5年7月12日（水）
におどりプラザ会議室B

次 第

1. あいさつ
2. 部会長の選出について
3. 事業検討部会の役割について（事務局説明）
4. 河川空間活用による事業案について
5. 今後のスケジュールについて

事業部会名簿

No.	氏 名	所 属
1	大久保 憲	(一社) 三郷市観光協会
2	中沢 大三郎	早稲田中央共栄会
3	石原 寛之	三郷駅南商店会
4	堀之内 健一朗	三郷駅南商店会

個別事業計画

名 称	
(事業概要)	
実施期間	
必要面積	
必要施設	
事業内容	
安全対策	

※その他：施設配置図（利用図面）、事業企画書の提出をお願いします。

[調査・検証の要否]

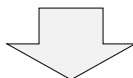
検証したい課題等	
調査・実証実験の 実施方法の案	

(部会員名) _____

事業検討部会スケジュール

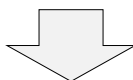
7月12日

第1回会議



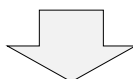
月 日締切

個別事業計画の提出



・とりまとめ

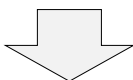
各業者間の利用調整（部会開催）



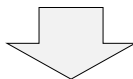
・実証実験実施要領素案作成

実証実験実施要領（案）の策定（部会開催）

・実証実験の実施内容を協議会に報告



実証実験実施



・実績のとりまとめ

11～12月目途

かわまちづくり協議会に部会案を報告

河川空間のオープン化事例

所在地	東京都・世田谷区
河川名	多摩川
施設名	兵庫島公園
アクセス	東急大井町線 二子玉川駅 徒歩5分



<https://petodekake.com/wi.thdog/futakotamagawa-dog-odekake/>

事業名	Mizube Fun Base
実施形態	都市・地域再生等利用区域の指定
実施主体	(都市再生推進法人) 一般社団法人二子玉川エリアマネジメント



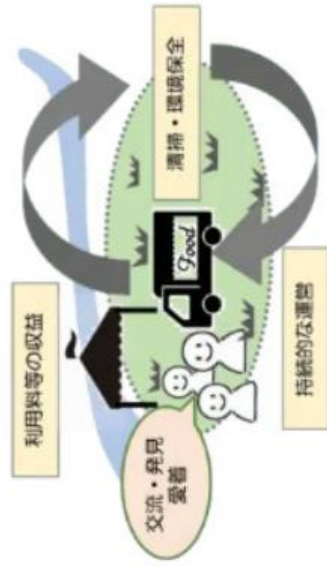
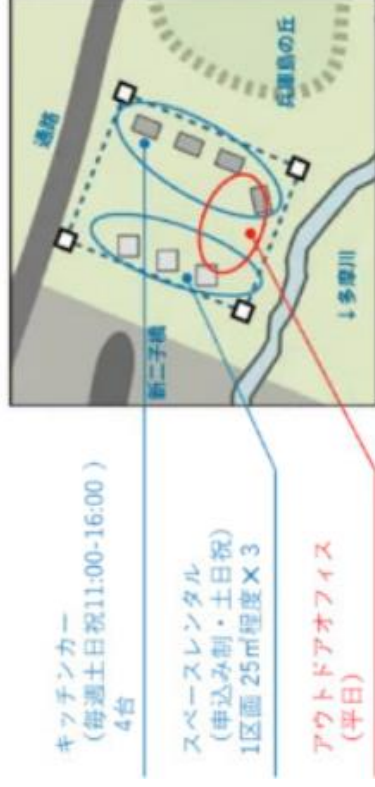
<https://futako.org/category/info/regeneration/>

水辺のにぎわいを創出するとともに、人々の交流・憩いの機会と場を創出すること、また、貴重な自然環境を活かし、新常态に即した柔軟な働き方を創出することを目的に飲食店・売店事業、アウトドアオフィス事業の実施をし、持続的な発展を遂げるまちづくりを目指す。

広場と一体をなす

- ① 飲食施設
(キッチンカー・テント・テーブル・椅子等)
- ② アウトドアオフィス
(テント・テーブル・椅子等)

占用施設



フードトラック

2023	4/22 - 10/29 ・毎週 土日祝 11:00-16:00 (荒天中止)
2022	4/30 - 11月末 ・毎週 土日祝 11:00-16:00 (荒天中止)



7

アウトドアオフィス

2023	※秋頃予定
2022	8/31 - 10/28 ・毎週 水金 14:00-19:00



出店情報は「SHOP STOP」アプリで提供



Outdoor Relax Meeting

2023	※秋頃予定
2022	8/31 - 10/28 ・毎週 水金 14:00-19:00



基本料金 + 500円 × 人数
 ・テーブル(3h)、焚火台(2h) … 各4,000円
 ・テーブル(1h) + 焚火台(2h) … 5,000円
 ※定員 2~6名

テーブル



焚火台



- Wi-Fi・電源あり
- スナック類・各種ドリンクを現地販売 (飲食物の持ち込み不可)

スペースレンタル (企画支援)

ひろばプラス

2023	募集開始 7月～ ・土日祝 11:00-16:00 (応相談)
2022	募集開始 6月～ ・土日祝 11:00-16:00 (応相談)

1日×1区画 (約25㎡) … 3,000円
 ※販売行為をともなわないものは無料

有機野菜販売



フリーマーケット



大道芸



絵本読渡会



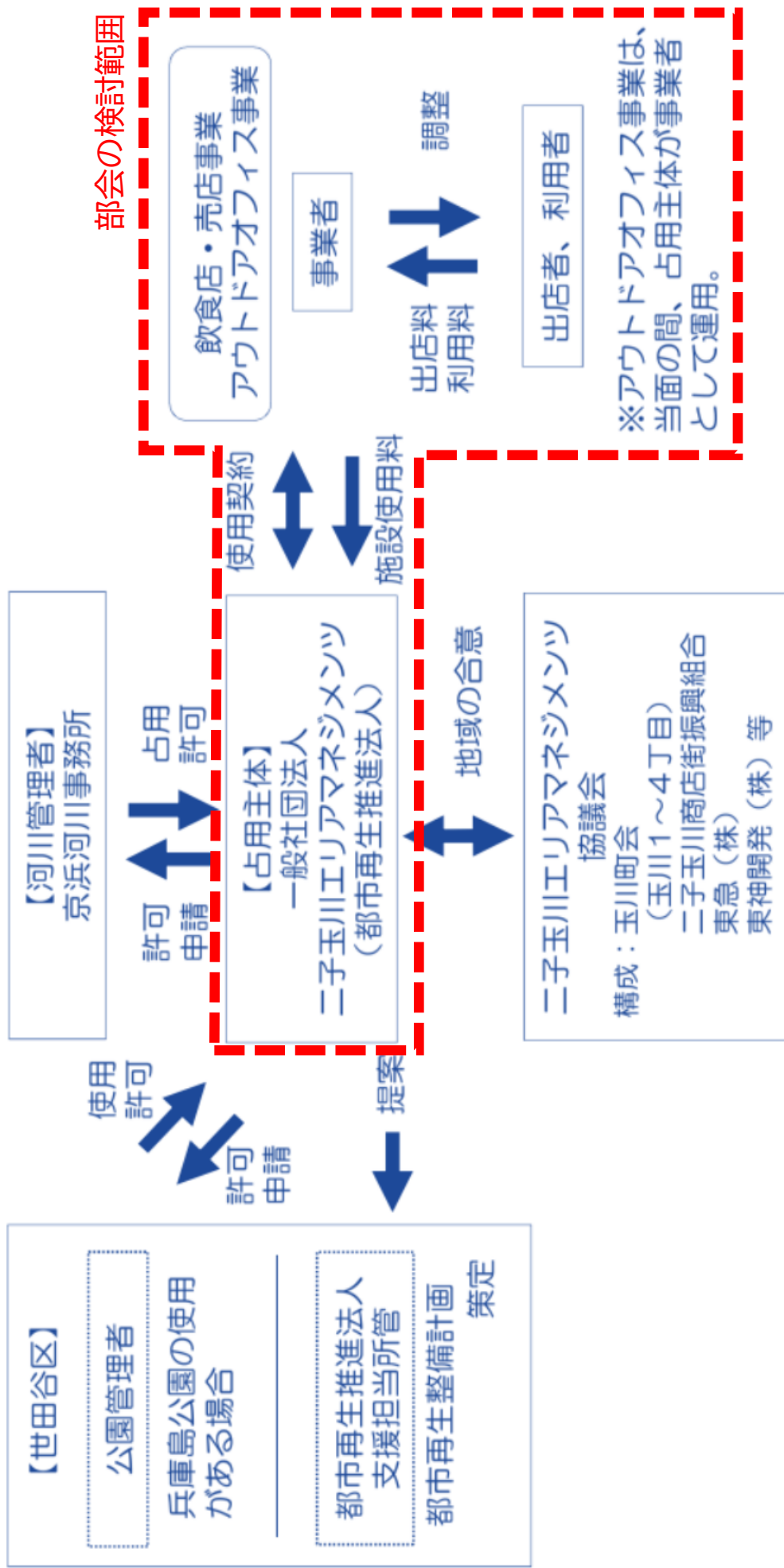
リバーサイドヨガ



ワークショップ



事業スキーム



検討の視点

=

- 三郷市 × 江戸川 に置き換える**
- ▶ 河川敷地の形状
 - ▶ 地域性・市場性
 - ▶ 担い手(事業者) など

+

- 継続可能なにぎわい創出を想定する**
- ▶ スキーム
 - ▶ コンテンツ
 - ▶ 料金×頻度 など

(別紙1-1)かわまちづくり支援制度の概要



河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化、観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した賑わいのある良好な空間形成を目指す。(令和4年8月時点:252地区)

ソフト施策による支援

- ・都市・地域再生等利用区域の指定等によるオープンカフェなど河川空間の多様な利活用の促進
- ・優良事例に関する情報提供や必要な調査等により、計画の実現を支援

都市・地域再生等利用区域の指定の適用例



水面上遊歩道のイベントや舟運等での活用
(道頓堀川/大阪市)

河岸緑地へのオープンカフェの設置
(京橋川/広島市)

先進的な取組の情報提供

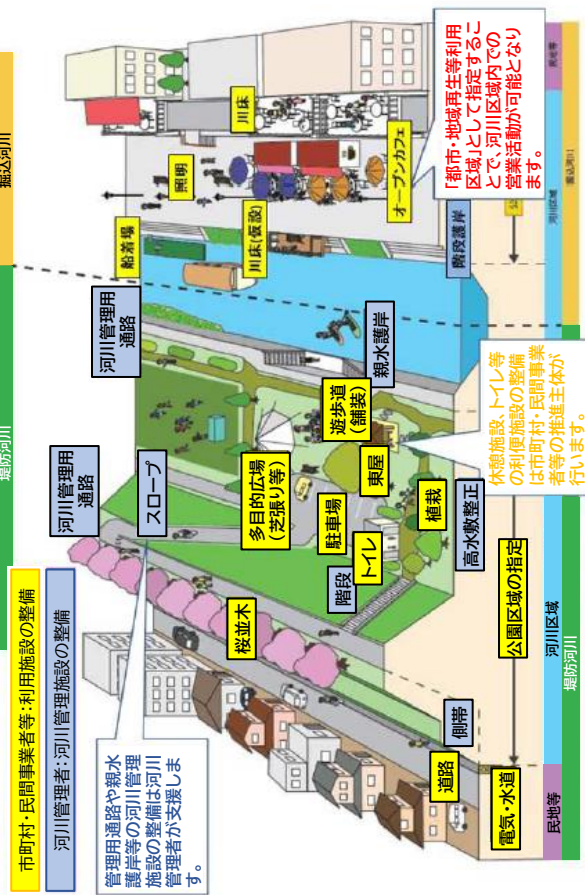


民間事業者のエリアマネジメントによる管理・運営(信濃川/新潟市)

河川敷広場への新たな賑わい拠点の整備
(木曾川/美濃加茂市)

ハード施策による支援

- ・治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理用通路や親水護岸等の施設整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援。
(市町村、民間事業者が河川空間の利用施設を整備)



河川管理用通路の利用
(最上川/長井市)

親水護岸の利用
(新町川/徳島市)

施設整備の考え方

河川空間のオープン化の指定とあわせて継続的な営業活動を実現するための**整備が必要な場合、整備内容と役割分担を検討**する。

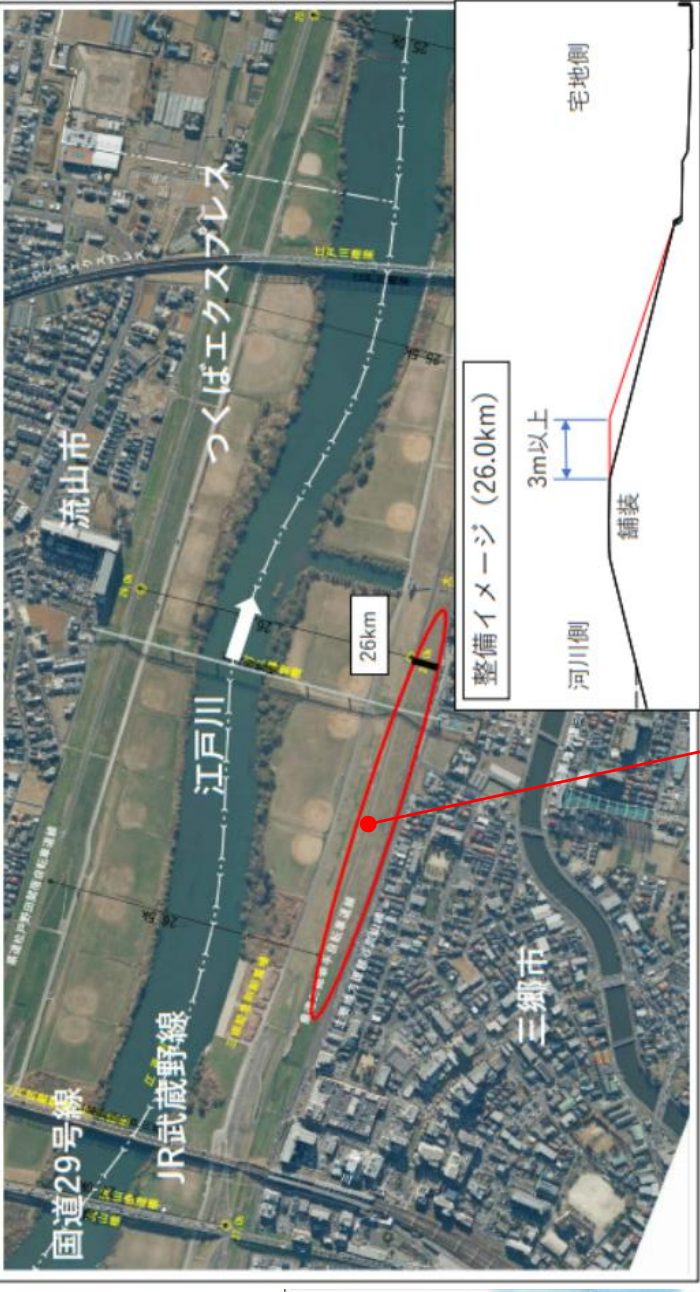
用途	整備費用	整備主体			維持費用 (年間)	維持管理主体		
		国	市	民間		国	市	民間
親水護岸	万円	◎			万円		○	
高水敷整正	万円	◎			万円		○	
河川管理用通路(高水敷)	万円	◎			万円		○	
河川管理用通路(堤防坂路)	万円	◎			万円		○	
スロープ	万円	◎			万円		○	
階段	万円	◎			万円		○	
側帯	万円	◎			万円		○	○
堤防広場整正(盛土)	万円	○	○	○	万円			○
：	万円				万円			
道路(堤内)	万円		◎		万円		○	
公園区域の指定	万円		◎		万円		○	
多目的広場	万円		○	○	万円		○	○
駐車場	万円		○	○	万円		○	○
トイレ	万円		○	○	万円		○	○
東屋	万円		○	○	万円		○	○
植栽	万円		○	○	万円		○	○
遊歩道	万円		○	○	万円		○	○
電気・水道	万円			○	万円		○	○
拠点施設(堤防天端)	万円			○	万円			○
：	万円				万円			

参考：国土交通省発表資料

- 〔条件：河川管理施設の整備
占有区域外の清掃・除草等〕
- ▶ 占有期間が**最大20年**に ※10+10年更新保証
- ▶ 民間事業者も、**エリア一体型の占有**が可能に
- ▶ **テナント契約**が可能に 【2023年5月から】

河川敷地の民間等活用に資する江戸川ポテンシャルリスト（箇所図）

都道府県	市町村	地区名	河川名	場所	利用条件	問合せ先
埼玉県	三郷市	茂田井地区	江戸川	右岸26.0km付近～26.6km付近 (約700m)	・盛土による土地造成が必要 ・天候道路占有者あり	担当事務所・部署 江戸川河川事務所 流城治水課 04-7125-7317



<https://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/edogawa01034.html>

「みさと風のひろば」の南側（ガス管より南まで）の堤防天端に、新しい広場を整備できる可能性がある」と示された。

※堤防天端をオープン化スペースとして活用する場合は、サイクリングロード（県）との関係にも配慮が必要。



https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000202.html

三郷市かわまちづくり協議会 第2回事業検討部会

令和5年9月25日（月）
三郷市役所東別館第3会議室

次 第

1. 部会員から提案された事業案（前回依頼）について
2. 実証実験に向けた河川管理者への確認状況について
3. 今後のタスク及びスケジュールについて【資料1】
4. 一時占用許可に係る仮申請の内容について【資料2～4】

配布資料

- 資料1 今後のタスク及びスケジュール想定（実証実験開始及び次年度検討に向けて）
- 資料2 一時占用許可申請書類（仮）
- 資料3 一時占用許可申請添付書類① 位置図、平面図、丈量図 等
- 資料4 一時占用許可申請添付書類② 事業計画概要書、洪水時の撤去計画書 等

区分	タスク	達成ポイント	2023年												2024年											
			9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月				
協議会	令和5年度 第2回(審議開催)	・実施業務領域の合意形成 ・実施区域(経路)の報告 ・持ち割、持ち割の座席等の検討																								
	令和5年度 第3回	(実施区域の延長が必要な事案) ・実施業務領域の合意形成																								
	令和5年度 第4回(審議開催)	・かつらぎ構造*の型式 ・R&Pの構造*の型式																								
	令和6年度 第1回	・一時占用許可書類(仮)作成	9/25																							
委員会	第2回	・協議会(第4回)報告資料作成																								
	第3回	・協議会(第5回)報告資料作成																								
	第4回	・協議会(第6回)報告資料作成 =得意先が「業務可能な事業」/「経過レベル																								
	実施業務 事前準備	・現場での事業計画認可の取得等 ・資材等の確保 ・実施業務開始のミレナージュ																								
	実施業務 現場テスト等	・現場での設備一式取組 ・利用開始テスト等																								
事務局	実施業務 実証(仮設事業)	・実施業務(利用)停止(仮設利用) ・格差、成長、経営等EISプラン策定 ・事業者の実証業務開始準備 ・実施業務の実証に必要な手続確認																								
	(河川管理者折衝)																									
	・河川敷地占用許可申請																									
	(県道管理者折衝)																									
	・自転車歩行者専用道第一時使用許可																									
	・JR占用地(高架下)の使用制限確認 ・関係区役の委託事項確認																									
	・JR占用地(高架下)の使用制限確認 ・関係区役の委託事項確認																									
	・JR占用地(高架下)の使用制限確認 ・関係区役の委託事項確認																									
	・自転車歩行者専用道第一時使用許可																									
	・自転車歩行者専用道第一時使用許可																									
地域住民折衝	・協議会(第1回)協議会前																									
	・協議会(第2回)協議会前																									
	・協議会(第3回)協議会前																									
	・協議会(第4回)協議会前																									
	・協議会(第5回)協議会前																									
	・協議会(第6回)協議会前																									
	・協議会(第7回)協議会前																									
	・協議会(第8回)協議会前																									
	・協議会(第9回)協議会前																									
	・協議会(第10回)協議会前																									
	・協議会(第11回)協議会前																									
	・協議会(第12回)協議会前																									
	・協議会(第13回)協議会前																									
	・協議会(第14回)協議会前																									

■江戸川河川事務所

<https://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/edogawa00112.html>

河川占用許可の手続き

▶ 河川空間を占有する場合は許可が必要です。

河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権限に基づき管理する土地を除く）を占有しようとする者、または工作物を新築・改築し、あるいは除却しようとする者は、河川法に基づき河川管理者の許可を受けなければいけません。

▶ 「河川区域」とは

河川を管理するために必要な区域で、基本的には堤防と堤防に挟まれた間の区間をいいます。河川区域は大きく分けて[1]通常水が流れている土地（一号地） [2]堤防や護岸など、河川を管理するための施設（二号地） [3]一号地と二号地に挟まれている土地で、一号地と一体化して管理を行う必要のある土地（三号地）の3種類に分かれています。



河川区域内の土地の占用の許可等に関する事務

▶ 許可対象

河川区域内は原則一般の方が自由に利用できるものですが、排他的・独占的に利用（占有）する場合には河川法の許可が必要となります。（河川法第 24 条）

許可の対象となるのは、公園や運動場のように一般の利用に供されるためのものや、橋のような社会上必要性の高いものであって、基本的には、個人が継続して独占し利用するような行為については許可されません。

ただし、住宅の出入口を設ける場合（他に出入口がない場合に限る）などは、例外として個人の占有を最小限で認めています。

また、河川区域内において

- ・ 工作物を設置、撤去する場合。（河川法第 26 条）
- ・ 盛土、切土のように土地の形状を変える場合、木を植える場合。（河川法第 27 条）
- ・ 河川の水を取水する場合。（河川法第 23 条）
- ・ 河川の砂、ヨシなどを採取する場合。（河川法第 25 条）

なども許可が必要となります。

許可申請に必要な書類

(河川法第 24 条及び 26 条)

1. 許可申請書(甲)及び(乙)様式の書類
2. 事業計画概要書(申請の内容を説明した書類)
3. 位置図(原則 5 万分の 1 程度)
4. 占用する土地の実測平面図(河川との関係がわかるもの)
5. 工作物の設計図(堤防との関係を示した図面(横断図)を含む)
6. 工程表
7. 占用する土地の面積を計算した書類及びその丈量図
8. 他の行政機関の許可が必要な場合はその許可書(写)
9. 現況写真
10. 洪水時の撤去計画書(高水敷に設置する場合)
11. その他参考となる書類
12. 当該申請書類の副本(1~2 部程度)

許 可 申 請 書

番 号
令和 5 年 1 0 月 1 日

国土交通省関東地方整備局長 様

申請者 埼玉県三郷市花和田 6 4 8 番地 1

三郷市長 木 津 雅 晟

別紙のとおり、河川法第 2 4 条及び第 2 6 条の許可を申請します。

(連絡先)

住所又は担当課：企画政策部 企画政策課

氏名又は担当者：狩集、斉藤、和知、宮田

電 話：0 4 8 - 9 3 0 - 7 7 6 3

(乙の2)

(土地の占用)

1. 河川の名称

利根川水系 江戸川 右岸

2. 占用の目的及び態様

(1) 占用の目的

- ① キャンプ場
- ② ドローン操縦訓練及び検定場
- ③ 飲食施設

(2) 占用の態様

河川敷地占用許可準則第十五による一時占用（三郷市かわまちづくり協議会において、将来、同準則第二十二の都市・地域再生等利用区域の指定を目指すための営業活動を行う事業者等の採算性等を実証調査するためのもの）

3. 占用の場所

別図のとおり

4. 占用面積

別図のとおり

5. 占用の期間

令和5年11月1日から（または許可の日から）
令和6年1月31日まで

(乙の4)

(工作物の新築、~~改築~~、~~除却~~)

1. 河川の名称

利根川水系 江戸川 右岸

2. 目的

- ① キャンプ場
- ② ドローン操縦訓練及び検定場
- ③ 飲食施設

3. 場所

別図のとおり

4. 工作物の名称又は種類

- ① キャンプ場に係る工作物等
(運営者が設置する工作物等)
 - ア. キャンピングカー
 - イ. スターシェード
 - ウ. 区域を視認させるための境界ロープ、看板等
 - エ. 物品保管用テント(利用者が設置する工作物等)
 - エ. テント、タープ、テーブル、椅子等
 - オ. 移動用車両
- ② ドローン操縦訓練及び検定場に係る工作物等
(運営者が設置する工作物等)
 - ア. 資格検定に必要なコースを視認させるためのロープ、パイロン等(利用者が設置する工作物等)
 - イ. 移動用車両
- ③ 飲食施設に係る工作物等
 - ア. キッチンカー
 - イ. テント、テーブル、椅子等

5. 工作物の構造又は能力

① キャンプ場に係る工作物等

(運営者が設置する工作物等)

ア. キャンピングカー

- ・ 全長●m、全幅●m程度
- ・ 受付事務所としての機能

イ. スターシェード

- ・ 直径17m、高さ4m、杭打ち深さ50cm程度
- ・ 利用者共用の広場としての機能

ウ. 区域を視認させるための境界ロープ、看板等

- ・ 境界ロープ：太さ●mm、延べ延長●m程度
- ・ 看板等：高さ●m、幅●m、奥行き●mm程度
- ・ テント泊、車中泊、デイキャンプの3種別の各エリア及び個別利用者の利用可能スペースを区分する機能

エ. 物品保管用テント

- ・ 幅●m、奥行き●m、高さ●m程度
- ・ 日没時頃に撤去するテーブル、椅子等を保管する機能

(利用者が設置する工作物等)

エ. テント、タープ、テーブル、椅子等

- ・ 上記ウにより区分けしたスペース内に設置するもの

オ. 宿泊用車両

- ・ 車中泊エリアに駐車するもの

② ドローン操縦訓練及び検定場に係る工作物等

(運営者が設置する工作物等)

ア. 資格検定に必要なコースを視認させるためのロープ、パイロン等

- ・ コースロープ：深さ10cm程度の杭×●本
太さ●mm、延べ延長●m程度のロープ
- ・ パイロン：底辺直径●cm、高さ●cm程度 ×●個
- ・ ●●要領に基づくドローン操縦技術の検定に必要となる機能

(利用者が設置する工作物等)

イ. 移動用車両

- ・ 訓練又は検定に用いる利用者所有物の搬送等

③ 飲食施設に係る工作物等

ア. キッチンカー

- ・ 軽自動車を基礎としたもの（全長●m、全幅●m、重さ●t程度）

イ. テント、テーブル、椅子等

- ・

6. 工事の実施方法

(1) 工事概要

本申請に係る工作物等は、すべて工事を要しないものであり、概ね2時間以内に設営又は撤去ができる備品、必要な検査等を経た車両の配置である。

(2) 工事実施者

三郷市かわまちづくり協議会事業検討部会

(3) 工事監督者

三郷市地域振興部商工観光課

7. 工 期

令和5年11月1日から（または許可の日から）

令和5年11月22日まで

8. 占用面積

別図のとおり

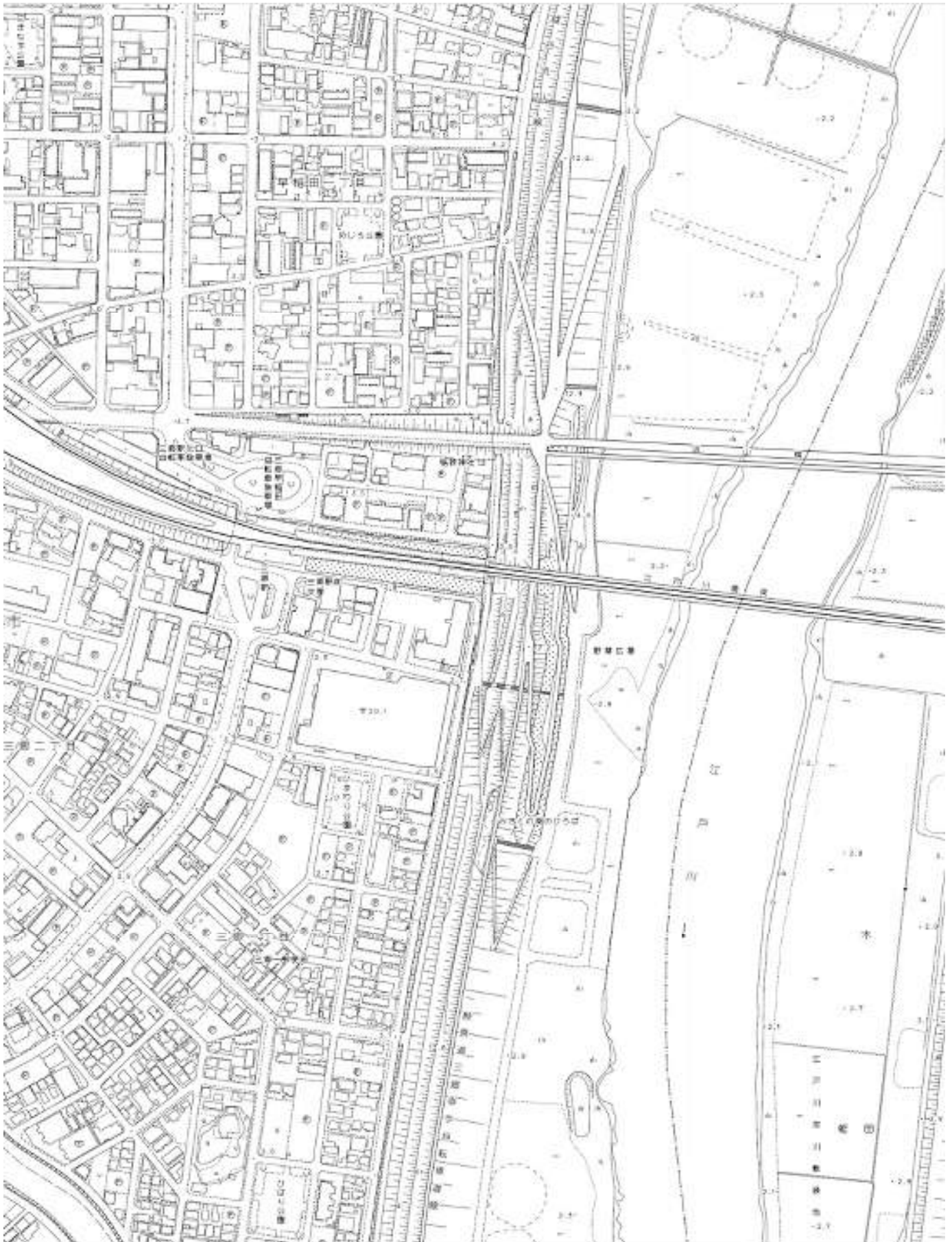
9. 占用の期間

令和5年11月1日から（または許可の日から）

令和6年1月31日まで

三郷市全図4（平成28年3月作成）抜粋

※現地確認時のメモ用として配付



※現地確認時のメモ用として配付

事業計画メモ（実証実験段階用）

事業内容アイデア	
公益性アイデア	
一般利用との共存のための課題	
必要物品・置場	
撤去計画上の支障	
利用者の動線円滑性	
利用者の安全性確保	